

ごみの増加はその収集と処理のあり方も変えようとしている / 写真提供：共同通信社



ニュースを読み解く

4

Topics ごみ処理有料化の是非

ごみは 有料化によって 減るのが

ごみ問題は 待たなしの 状況

'94年度の全国の家庭ごみ(一般ごみ)は5054万トン、東京ドーム136杯分に上った。このままいくと、全国にある一般の廃棄物処分場は平均8年余りで満杯になるといわれる。処理経費も国民1人当たり1万8

①ごみ処理の有料化
家庭ごみ処理の有料化には、排出量に応じて料金が増える「従量制」、排出量に関係なく一定額を徴収する「定額制」、および「多量の場合のみ」を有料とする、の三つの方法がある。「従量制」を採用しているのは、ごみ有料制を導入している1134市町村のうち636市町村で、その93%は町村で占められ、人口10万人以上の市では実施されていない。

②有料化によるごみ減量の一例
滋賀県守山市ではごみの量が有料化前の3分の1に減少。北海道伊達市ではビーク時に比べ4割弱減少。島根県出雲市でも有料化前の前年度同時期と比較して4割近く減少した。

③汚染者負担の原則(PPP)
70年代初頭、先進諸国が直面していた各種の汚染問題を対象に、OECD(経済協力開発機構)から示された原則。その後、環境問題の新たな展開の中で、この原則だけでは片づかない多様なタイプの問題が起きている。

クルに回すようになる「ことを理由に挙げている。

一方、有料化反対派の主な論拠は次の4点に集約される。

- ① 有料化直後は効果が出るが、しばらくすると再び増えてしまう。
- ② 有料化により不法投棄が増える。
- ③ 住民は既に所得税、住民税を払っており、さらにごみの処理を有料化するのには税金の2重取りである。また、ごみ処理をはじめ警察、消防など、だれもが必要とするものは公共によって供給されるべきである。
- ④ 汚染者負担の原則(PPP)の観点からいって、生産者の企業がごみ処理費用を負担すべきである。こうした点について有料化賛成派は次のように反論する。

① 確かに有料化後しばらくするとごみは再び増える傾向にあるが、以前のレベルに戻るのではなく、低いレベルからの増加である。したがって十分減量効果はある。

- ② 不法投棄は、有料化されていない地域でも多く、有料化が直接的な原因とはいえない。資源ごみの回収などリサイクルのルートを確認することの方が先決である。
- ③ 税金の2重取りについては、ご

ごみを出さない システムを

ごみ対策は日本ではリサイクルに注目が集まりがちだが、ある専門家は「4R」の視点を提唱する。

「Recycle(再生利用)よりも上のがReuse(そのまものの再使用)、もっといいのがReduce(減量)その上がRefuse(出さない)。消費者は余計なものは買わない、生産者は作らないというRefuseこそが一番大切」という考え方である。賛成派、反対派とも、こうした考え方なくして地球の将来はないと認識している点は共通している。

ごみ処理費を どのように 負担するか

主抑制を促すという理由のほか、「ビンや缶、紙など資源として使えるものを、ごみ処理に出せば、その分お金を多く取られるからリサイ

3000円('88年度)となっており、年々増加している。

自治体はごみ問題に悩んでいるが、「ごみを出さないように」と訴えても、なかなか成果が上がらない。そこで有料化案が浮上する。有料化はごみ処理コストの高騰という背景もあるが、経済的負担を課すことにより排出量の自主抑制を促すねらいが大きい。

粗大ごみ以外の家庭ごみの処理を有料化している市町村は全体の35%で、現実に減量効果も出ている。'96年には東京都が大都市で初めて事業系ごみの処理を全面有料化し、6・8%の減量につながった。東京都清掃審議会は「状況をしながら家庭ごみの処理も有料化すべき」と中間答申をまとめている。

ごみ処理の有料化の是非を巡って、論者の見解は分かれる。有料化賛成派は、有料化によって排出量の自

リサイクルの先進国では有料制が普及

「ごみの減量を図るには、住民の公共精神に期待するだけでは限界がある。それにはごみ処理有料化という経済的インセンティブ（誘因）を導入することが避けられない。その有効性は既に実施している市町村の例が証明している。ただし有料制とはいっても、日本では実際にかかる処理費のいく一部をまかなうだけのことである。しかし、その程度の負担でも住民の意識を変え、ごみの減量に動かせる力になる。」

誤解のないようにつけ加えれば、ごみ処理は現在税金で行われており、今でも決してタダではない。したがって、ごみ処理有料化について、タダがお金を取られるのかという視点の論議はおかしい。有料化の是非は、今までどおり税金による負担でいくのか、それとも一部を料金制に切り換えて、ごみをたくさん出す人とそうでない人との間に金額的な差を設けるべきかという比較において議論されるべきである。つまり、有料化は負担のしくみを変えるものと位置づ

●識者はこう考える

有料化は住民の意識を変え、リサイクル社会を定着させる

けられなければならない。

私たちは、サービスや負担についての考え方を高度経済成長期のころとは変えなければならぬ。地球の資源を大切に、さまざまな環境問題に対処するにはお金がかかる。決してタダではできない。リサイクルであれ、環境保全であれ、ごみ処理であれ、それをどうやって負担するかを考えていかなければならない。

もちろん、住民（消費者）ばかりでなく、企業（生産者）も負担しなければならない。企業負担について、我が国で最もよく紹介さ

れてきたのが、ドイツのリサイクル・システムであろう。ドイツでは大部分の容器包装については、関連の民間事業者が共同出資で設立した回収事業者（DSD社）が事業者の負担で回収し、リサイクル・ルートに乗せている。このDSD方式は、日本の容器包装リサイクル法などに比べて企業負担をより徹底させている点に特徴があるとされてきた。

それはそのとおりかもしれないが、しかし、このようなドイツのリサイクル・システムを考える際に見落としがちなのは、ドイツでは

ほとんどの自治体で「ごみ処理に有料制が採用されている」という点である。住民は「ごみ容器を借りること」になっており、この料金が処理費となる。この料金はサイズによって異なっていて、私が訪ねた92年には120リットル入りで年3万3千円とかかなりの高額だった。この料金を節約するために多くの住民は、買い物をするときから

パでは多くの国で「ごみ処理の有料制が一般的で、アメリカでも有料制の自治体が少なくない。韓国も3年ほど前に、国が法律で家庭ごみ処理の有料化を義務づけた。このようにごみの減量やリサイクルに熱心な国や自治体ほど、有料制は当然視されていて、あたかも電気、ガス、水道と同じ公共料金の一種と見なされている。



早稲田大政治経済学部学部長
早稲田大政治経済学部政治学科卒
同大助教授を経て、78年より教授。
専門は行政学（地方自治）、中央環境審議会、生活環境審議会、東京都清掃審議会などの委員も務める。
著書に『自治の形成と市民』（東京大学出版会）『政策の形成と市民』（有斐閣）など。

寄本勝美

Yoshimoto Kazumichi

「ごみ減量に気を配り、また排出の段階でもDSD社の回収に協力して、ごみ減らしを図っている」のである。もし、「ごみ処理がタダなら、環境意識が高いといわれるドイツ人でも、大きな容器に「ごみ」を大量に捨て、DSD社の回収には見向きもしない人がはるかに多くなるだろう。」

ドイツだけではない。ヨーロッパ

今の制度は得に見えて実は損

実は家庭ごみの処理がタダで助かっているのは住民より企業である。日本では使い捨てる容器とか包装とか、

家庭ごみになるものの処理は自治体の責任で、企業に責任はないというしくみだ。家庭ごみの全部は

自治体では処理できません、企業で回収しなさいといわれたらどうなるか。企業も回収を考えざるをえなくなるだろう。日本はヨーロッパに比べ現状では企業責任が結果的に軽くなっている。
また、消費者もタダで「ごみ」が出るから、使い捨てる容器、過剰包装に対しても苦情を訴えない。その結果、容器代、包装代は価格に上乗せされることになる。「ごみ処理が有料になれば、消費者も使い捨てる容器や過剰包装は困る」という意識を持ち始め、価格に上乗せされていた容器代、包装代も低くなるはずだ。
一見得をしているように実は損をしているというのが今のしくみである。もちろん、有料制にも多少の副作用はあるだろう。しかし、小さな副作用を問題にするあまり、大きなしくみにブレーキをかけてしまつのは賛成できない。
「ごみ処理有料化の是非」について現在の日本では住民の意見を反映する機会が与えられていない。住民の環境意識は前向きに変化しているが、政治はそれをくみ取れていない。ならば住民投票で直接民意を問えばよいのではなからうか。

ニュースを読み解く

ごみ処理有料化の是非

推薦図書



『ごみとリサイクル』 岩波書店

自治体や市民グループのさまざまな試みを紹介し、「ごみの減量とリサイクル社会実現への戦略」を打ち出す。



『廃棄物学入門』 中央編出版

ごみの発生から最終処分までのさまざまな問題をわかりやすく解説し、産業廃棄物対策を考える。

④ 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の6割を占める容器包装類のリサイクルを進めるための法律。95年成立。この法律の特徴は、住民に分別排出、市町村に分別収集、企業に再商品化を義務づけ、住民、行政、企業の3者の役割分担と協力の具体的なしくみを作ることとしていること。ドイツのDSD方式は分別収集も企業に義務づけられており、その点でこの法律は企業に甘いという批判もある。

⑤ ごみ問題を巡る住民投票

アメリカではごみ問題の費用と負担を巡る住民投票はごく一般的に行われている。近年の例では、ワシントンの郊外プリンス・ジョージ郡で年間1世帯当たり201ドルのごみ処理料のほかに50ドルのリサイクル料の徴収を始めることについて住民投票が行われ、賛成が過半数を占めた。